

近隣住民への事前周知

姫路市内で住宅宿泊事業を行う場合、条例により住宅宿泊事業を営もうとする者は、届出をする前日までに近隣住民に対して事業実施について事前周知をしなければなりません。

1 周知をする対象となる近隣住民

(1) 条例により必須となる者	☐ 当該自治会の会員である住民全員（全世帯） ☐ 但し、分譲マンションの場合は、区分所有者全員
(2) 条例に規定されていないが、周知すること望ましい者	☐ 届出住宅の立地状況等により、周知をしておくことが適切と思われる住民 ☐ 届出住宅が他の自治会域に隣接する場合、その自治会や必要に応じた周辺住民 等

2 近隣住民に事前周知する内容と方法

手順1 住宅宿泊事業に関し、説明義務のある事項を記載した周知の実施案内（市第2号様式）を上記1の(1)及び必要に応じて(2)に係る者に対して配布しなければなりません。

手順2 事前周知の実施は、以下のいずれかの方法で行わなければなりません。

- ☐ 近隣住民を対象とする説明会を開催する。
- ☐ 近隣住民を戸別に訪問して説明する。

3 近隣住民に事前周知をする際に留意する事項

事前周知を行ったときに、近隣住民から意見又は要望を受けたときは、これらに対し適切かつ迅速に対応するよう努めなければなりません。

これらの内容は以下の4の報告のときに必要であるため、記録を残しておいてください。

4 近隣住民への事前周知実施状況報告

住宅宿泊事業を営もうとする者は、届出を行うときに、近隣住民への事前周知の実施状況を記載した書面（市第1号様式及び第2号様式）を提出しなければなりません。